

○総務省令第 号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別記 第十九号様式の三（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の七関係） その一 宣誓書 私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により何年何月何日執行の何選挙区において候補者となることを誓います。</p> <p>何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名印</p> <p>その二 宣誓書 私は、何年何月何日執行の何選挙の期日において公職選挙法第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により同選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。</p> <p>何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名印</p> <p>その三 宣誓書 私は、何年何月何日執行の何選挙の期日において公職選挙法第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等</p>	<p>別記 第十九号様式の三（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の七関係） その一 宣誓書 私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。</p> <p>何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名印</p> <p>その二 宣誓書 私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙）において候補者となることができない者でないことを誓います。</p> <p>何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏 名印</p> <p>〔新設〕</p>

であつた者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により同選挙の何選挙区(同選挙)において候補者となることのできない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県) 何郡(市) 何町(村) 字何(町) 何番地

氏 名 印

その四

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第一項、第八十七条(重複立候補等の禁止)第一項、第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)又は第二百五十一条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により何年何月何日執行の何選挙において候補者となることのできない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県) 何郡(市) 何町(村) 字何(町) 何番地

氏 名 印

備考 様式その一は参議院選挙区選出議員の選挙において候補者が届け出る場合の様式であり、様式その二は都道府県の議会の議員の選挙において候補者が届け出る場合の様式であり、様式その三は市町村の議会の議員の選挙において候補者が届け出る場合の様式であり、様式その四は地方公共団体の長の選挙において候補者が届け出る場合の様式である。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[新設]

備考 様式その一は、参議院選挙区選出議員の選挙において候補者が届け出る場合の様式であり、様式その二は、衆議院議員又は参議院議員の選挙以外の選挙において候補者が届け出る場合の様式である。

## 附 則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日（令和二年九月十日）から施行する。